令和　　年　　月　　日

静岡県版空き家バンク建物状況調査申込書

静岡県知事　川勝　平太　様

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

令和　年度において、関係書類を添えて建物状況調査を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 県空き家登録番号 | 第　　　号 |
| 空き家所在地 |  |

【添付書類】

1　確認及び誓約書

2　調査日程等確認事項

3　平面図

4　建築基準法に基づく確認済証の写し又は、建築計画概要書等の写し（有する場合）

5　建築基準法に基づく検査済証の写し又は、建築基準法適合状況調査等の写し（有する場合）

6　その他知事が必要と認める書類

確認及び誓約書

次の事項を確認及び誓約の上、□にレ点を記入し、申込者名を記名してください。

|  |
| --- |
| □　この申込書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。□　私は、当該空き家の静岡県版空き家バンク空き家情報登録申請の申請者で間違いありません。□　当該空き家は、昭和56年６月１日以降に建築に着手した住宅、または、昭和56年６月１日以前に建築に着手した住宅で耐震診断を実施した住宅であることに相違ありません。□　建物状況調査の結果の良し悪しに関わらず、調査結果をホームページ等で広く一般に公開することに同意します。□　建物状況調査結果の内容に、県が関与しないことに同意します。□　「調査内容及び注意事項等」の内容を確認し、その内容について同意します。□　虚偽の内容または不正行為と判断される内容の申し込みであることが確認された場合、建物状況調査に掛かった費用については、申込者が全額負担することについて了承します。□　媒介契約の締結をしている宅地建物取引業者に対して、申請することについて説明を行い、了承を得ています。　【宅建業者売主物件（売主が宅建業者）の場合】□　当該調査結果を用いて既存住宅売買瑕疵保険に加入できないことについて了承しています。　【当該空き家の売却、賃貸等を行う権利を有する者が複数いる場合】□　当該空き家の売却、賃貸等を行う権利を有する者全ての同意を受けています。 |

年　　月　　日

静岡県知事　氏　名　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者氏名

調査日程等確認事項

１．物件種類の確認

調査する物件をご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件種類 | □個人間売買物件（売主が個人または宅建業者以外の法人）　　　　　　□宅建業者売主物件（売主が宅建業者） |

２．調査日程についての連絡先

調査会社が、調査日程について、ご連絡をさせていただく方をご記入下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | □申込者本人に連絡　　　　□媒介業者に連絡 |
| ※「媒介業者に連絡」の場合は連絡先をご記入下さい。 |
| 会社名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

３．既存住宅売買瑕疵保険の加入希望（個人間売買物件の場合のみご記入ください）

既存住宅売買瑕疵保険の加入の希望状況をご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 加入の希望状況 | □加入を前提としている　　□加入しない |

※保険付保にかかる費用は、申込者様の自己負担となります。

※保険お申込みには、検査結果が適合であることが必要です。

　後日、調査を行った事業者より調査報告書類が発行されます。保険付保については、それらをご覧のうえ、検査事業者（ジャパンホームシールド（株））にお問合せください。

※宅建業者売主物件の場合、本事業で行った建物検査の結果が適合であった場合でも、保険加入はできません。改めて瑕疵保険法人に検査をお申込みください。

４．調査の立会人

調査に立ち会う方をご記入下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 立ち会い | □申込者本人が立ち会い　　□媒介業者が立ち会い |

５．調査希望日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１希望日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | □ＡＭ　　　　□ＰＭ |
| 第２希望日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | □ＡＭ　　　　□ＰＭ |
| 第３希望日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | □ＡＭ　　　　□ＰＭ |

・お申込日一週間後以降の希望日をご記入ください。

・対応可能日は、原則、月～金曜日です。

・調査所要時間は２時間～２時間半程度です。

・調査には建物調査業者と白アリ調査業者の２社がはいります。

６．点検口の確認

点検口の有無、場所をご記入下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 点検口 | ・小屋裏　□無し　□有り（場所：　　　　　　　） |
| ・床　下　□無し　□有り（場所：　　　　　　　） |

※既存住宅売買瑕疵保険の加入を希望される場合は、小屋裏、床下の調査が必須です。

物件の小屋裏・床下の点検口の有無を確認いただき、点検口が無い場合は、調査当日までに点検口の設置をお願いします。

小屋裏・床下の調査ができなかった場合、既存住宅売買瑕疵保険の加入はできません。

７．給排水管路特約部分の検査

既存住宅売買瑕疵保険の給排水管路特約部分の検査の意向をご記入ください（宅建業者売主物件の場合や３で「加入しない」をチェックした場合にも検査自体は可能です）。

|  |  |
| --- | --- |
| 給排水管路特約部分の検査 | □検査を希望する　　□検査を希望しない |

※検査を希望される場合は、調査当日は、給水、給湯ができる状態にしておいてくださ　　い（水道、ガスの手配等（電気給湯の場合は電気））。

調査内容及び注意事項等

１．建物状況調査の内容（共通事項）

(1)本調査は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に適合する既存住宅状況調査であり、以下の調査を行います。

①建物の構造耐力上主要な部分

②雨水の浸入を防止する部分

※配管・設備、雨樋の調査は含まれていません。

(2)本調査は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に適合する既存住宅状況調査であり、調査対象となる住宅について、目視を中心とした非破壊調査により、劣化事象等の状況を把握するものです。そのため、本調査では次の行為は行っておりません。

①設計図書等との照合をすること

②現行建築基準関係規定の違反の有無を判定すること

③耐震性や省エネ性等の住宅にかかる個別の性能項目について当該住宅が保有する性能の程度を判定すること

④劣化事象等が建物の構造的な欠陥によるものか否か、欠陥とした場合の要因が何かといった瑕疵の有無または原因を判定すること

(3)本調査は、既存住宅売買瑕疵保険の適合を目的とした調査であり、既存住宅売買瑕疵保険加入のための適合検査も兼ねておりますが、当該保険の加入にあたっては、別途手続きが必要です。（詳細は「３．既存住宅売買瑕疵保険」を参照ください）

宅建業者売主物件の場合、本事業で行った建物検査の結果が適合であった場合でも保険加入はできません。改めて瑕疵保険法人に検査をお申込みください。

(4)調査結果の良し悪しに関わらず、調査結果をホームページ等で広く一般に公開します。

２．建物状況調査の結果についての注意事項（共通事項）

(1)本調査結果は瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものでもありません。

(2)本調査結果の記載内容について、調査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

(3)住宅には、経年により劣化が生じます。本調査結果の判定をもって、住宅の経年による通常の劣化が一切ないことを保証するものではありません。なお、住宅に生じている経年劣化の状態は過去のメンテナンスの実施状況等により異なります。

(4)本調査結果は建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。

(5)本調査結果の一部または全部を、無断で複製、転載、加工、模造及び偽造することを禁じます。

(6)本調査と付随して行われる業務およびサービス（仲介・媒介およびリフォーム工事等）に係る調査概要、費用の見積りならびに改修工事の方法等が提示される場合は、その内容と本調査結果とは関係ありません。

３．既存住宅売買瑕疵保険

(1)既存住宅売買瑕疵保険とは、中古住宅売買時に住宅の検査を行い、売買後に隠れた瑕疵が発見された場合に保険金が支払われる保険です（保険付保には、検査に合格することが必要です）。

　 【検査及び保証対象箇所】

　　・建物の構造耐力上主要な部分　・雨水の浸入を防止する部分　・給排水管路（特約）

　 ※保険の付保にかかる費用は申請者様の自己負担となります。

　 ※後日、調査を行った事業者より調査報告書類が発行されます。保険付保については、それらをご覧のうえ検査事業者（ジャパンホームシールド（株））にお問合せください。

４．調査会社

(1)ジャパンホームシールド（株）（東京都墨田区両国2-10-14両国シティコア17F）

・お申込み後、同社より検査日程等についての連絡が、お電話にて入ります。

５．その他

|  |  |
| --- | --- |
| 検査可能日 | 原則、月～金曜日 |
| 検査所要時間 | ２時間～２時間半程度 |
| 検査事業者 | 検査には、上記の建物調査会社（ジャパンホームシールド（株））と白アリ調査会社（（株）アイジーコンサルティング）の２社がはいります。 |
| 点検口について | 既存住宅売買瑕疵保険の加入を希望される場合は、小屋裏、床下の調査が必須です。物件の小屋裏・床下の点検口の有無を確認いただき、点検口が無い場合は、調査当日までに点検口の設置をお願いします。小屋裏・床下の調査ができなかった場合、既存住宅売買瑕疵保険の加入はできません。 |
| 水道について | 既存住宅売買瑕疵保険の給排水管路特約をご希望の場合は、調査当日は、給水、給湯ができる状態にしておいてください（水道、ガスの手配等（電気給湯の場合は電気））。給水ができなかった場合、給排水管路特約を付保することはできません。 |

